

承認案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第21号

専 決 処 分 書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第65号）の公布に伴い、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）及び天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職  
の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

専決第22号

専 決 処 分 書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第66号）の公布に伴い、天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）、天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等  
の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 令和2年12月に市長に支給する期末手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき期末手当の額から100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の

170」を「100分の165」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

専決第23号

専 決 処 分 書

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月天理市条例第32号）の公布に伴い、天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第30号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

(天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年  
12月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する特例)

4 当分の間、第15条第1項の規定により準用する給与条例第20条第2項に  
規定するフルタイム会計年度任用職員に対する期末手当基礎額に乗じる割  
合については、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月  
1日における給与条例第20条第2項に規定する割合とする。

第2条 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4  
月1日から施行する。